

平成24年3月定例会 原案可決 全会一致

議会案第14号

障害者総合福祉法の制定を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年3月22日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 小島寛子

障害者総合福祉法の制定を求める意見書

政府は、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、平成22年1月より、この推進本部のもとに置かれた「障がい者制度改革推進会議」において、国連が採択した障害者権利条約及び国と障害者自立支援法訴訟団との基本合意文書をもとに国内法の整備を進めるために議論してきた。平成22年4月には、この推進会議のもとに全国の障がい者・支援者団体の代表等55名が参加した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設けられ、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」を平成25年8月までに施行するための検討が精力的に重ねられてきた。そして、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の55名の総意として平成23年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(以下「骨格提言」)がまとめられた。

骨格提言は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という合言葉のもとに、平成23年8月に改正された障害者基本法の理念を尊重し、障がい者を保護の対象から権利の主体とする転換を求め、地域で自立した生活を営む基本的権利を明確に打ち出している。

よって、骨格提言を反映した障害者総合福祉法の確実な成立・施行を求めるとともに、障がい者が基本的人権を享有する個人として尊重され、他の者との平等が保障される社会を実現するため、下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

記

- 1 平成23年8月30日に55名の全委員一致でまとめられた、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言～新法の制定を目指して～」を尊重して、障害者総合福祉法(仮称)を制定すること。
- 2 障害者総合福祉法において、障がい者の自立した地域生活が可能となる、質的量的に充実した障がい福祉施策の予算を確保し、その提供体制を確立すること。
- 3 障害者総合福祉法制定にあたり、障がい者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

郡山市議会